

■逗子市総合計画基本構想改定案に係る総合計画審議会の意見等に対する所管の見解

○：意見を反映し（案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（案）に盛り込まれているもの、または盛り込む予定のもの

▲：意見を反映することが困難なため（案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

No.	資料 2 ページ	章 柱一小柱	意見等	対応 区分	所管の見解	委員名
1	1	第2章 1 及び 1-1	「めざすべきまちの姿」に「人と人との支え合い」とあり、また、「1 『その人らしく生きること』の文中には「公・共・私」が役割を分担し、互いに連携し、協力し合うことが大切」とある。公助・共助・相互扶助・自助の中で、「人と人との支え合い」については相互扶助が強調されていて、公的役割は何なのかが明確ではなくバランスを欠いている。福祉計画というのは行政がやるべきこと、公的責任の部分を明確にするという性格があるので、民間の支え合いということだけではなく、公助・共助それぞれをもっと書いた方がよい。	□	人と人との支え合いによる、安心・安全なふれあい社会の実現に向け「公・共・私」の協働に取り組んでいるところです。すべての人々が、住み慣れた地域で安心して住み続けるために「公」として行政がやるべきことについては、地域におけるあらゆる主体のサービスや諸活動のネットワーク化、総合化を進め、公・共・私のパートナーシップを構築することと理解しています。 個人や家庭による自助努力である「私」により解決できない課題については、ボランティアや住民活動、社会福祉法人などによる地域ぐるみの支え合いによる福祉活動などの「共」により解決を目指し、さらに地域で解決できない問題は、行政による「公助」で解決するという重層的な取り組みの整備を進めてきたところであり、それぞれが連携し、協力し合うことでパートナーシップを構築し、お互いに支え合う福祉のまちを目指す必要があることから相互扶助に特筆しているものです。 ご意見にある公的責任を含む、公助、共助、自助については、策定予定の地域福祉計画（現「福祉プラン」）にて詳しく記載する予定です。	山口委員
2	1	第2章 1-1	下から2行目、「その人らしく生きること」とあるが、ということが書いてあるかびんと来ない。計画の中で「その人らしく」と書くならば、自立とか自己選択とか自己決定、あるいは自己実現など目指すことをつけ足した方がいいのではないかな。	■	「その人らしく生きる」ということは、人生のあらゆる場面で自立、自己選択、自己決定である「その人が思う自分らしさ」でその人が持つ本来の姿で生きて行くことと理解しています。ご意見については、策定予定の地域福祉計画（現「福祉プラン」）において参考としていきます。	山口委員

○：意見を反映し（案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（案）に盛り込まれているもの、または盛り込む予定のもの

▲：意見を反映することが困難なため（案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

No.	資料2 ページ	章 柱一小柱	意見等	対応 区分	所管の見解	委員名
3	2	第2章 1-2	中身が非常に医療にシフトした内容になっている。福祉プランでは、例えば子どもの問題を扱うと、学校とか教育との連携ということが出てくる。高齢者や障がい者では就労というのが非常に重要となってくる。医療・保健・福祉はもちろんだが、教育とか雇用とか、もっと進めば都市計画なども出てくるが、医療にシフトしすぎたという感じがある。	■	本取り組みの方向では健康増進計画を中心とした健康長寿に向けた取り組みを推進していくものですが、市民が健康で安心して暮らすためには医療・福祉との連携も重要だと認識しております。その記述もされていることからご意見については今後の参考としていきます。	山口委員
4	2	第2章 1-3	上の3行は高齢者全員を指している。下の部分は要介護者にならない予防ということについて書いてあるが、要介護者・要支援者をどうするかということと、健康な高齢者に対して生きがいとか社会参加などを積極的に福祉を増進していくという部分もあるのではないかな。	■	次期「高齢者保健福祉計画」においても、地域包括ケアシステムの構築を目標（目指し）に掲げ、各種事業を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう積極的な福祉の増進に努めていきます。	山口委員
5	3	第2章 1-4	ノーマライゼーションは、福祉の世界では古い言い方。人を障がい者であるかないかを区分して、ノーマルな人の生活に合わせるという昔の発想の仕方。今は社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）という考え方になってきているので、そちらの方にシフトした方がよいのではないかな。 「バリアフリーのまちづくり」とあるが、これは障がい者や高齢者の物的な障壁をなくすという意味合いが強いが、今はユニバーサルデザインとしてどう考えるかという時代になってきている。そちらの考え方にシフトした方がよい。	▲	ソーシャルインクルージョンやユニバーサルデザインの視点も主流になってきていますが、ノーマライゼーションについては、一般的には障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々を施設に隔離せず、一般社会の中で他の人々と一緒に支え合いながら暮らしていくことが本来あるべき（ノーマルな）社会の在り方であるとする考え方と捉えており、本市の第4期障がい者福祉計画において基本理念の一つとなっています。また、バリアフリーについても、物理的な障壁をなくすだけでなく、「こころのバリアフリー」をはじめ、同計画で施策項目として取り組みを進めている状況です。	山口委員
6	3	第2章 1-4	「災害等緊急時の備え」という文言を削除したことに違和感を感じる。	□	災害等緊急時の備えについては、4-2の計画の中で介護を必要とする人や障がいのある人、子どもなどを包含して対応していくものと認識しています。本項目については高齢化や「親亡き後」をクローズアップして、その課題への取り組みに重点を置いていきたいということで、懇話会の了承のもと、このような表現としています。	磯部委員

○：意見を反映し（案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（案）に盛り込まれているもの、または盛り込む予定のもの

▲：意見を反映することが困難なため（案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

No.	資料2 ページ	章 柱一小柱	意見等	対応 区分	所管の見解	委員名
7	3	第2章 1－5	「誰もが心豊かに子育てできるまち」とあるが、これは親とか周囲の人たちがどのように子育てするかという話であるが、もう一つ「子育て」という、子ども自身がどう育っていくかという観点がある。子どもというのは、常に対象だけではなく主体的に学習し成長していくという意味合いがあるので、「子育て・子育てできるまち」の方がよいのではないか。	□	「取り組みの方向」の説明文中において、「次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に育むまちづくりをめざします。」とあり、「誰もが心豊かに子育てできるまち」には、子どもが自ら育つ部分も含まれた、広義の「子育て」であると考えています。	山口委員
8	4	第2章 2－1	2行目の「個を」の文言を削除してほしい。現代的課題や地域課題は個人の興味関心というよりも集団的な学びが重要になってくるところ。全体を通して「個」が強調されているのはここだけである。	□	「共に学び、個を高め合う」とは、集団的な学びを含んだものを意図しており、個人的な関心や活動を指すものではありません。	池谷委員
9	6	第2章 2－5	文化財保護のみ言及するとなっていることは了解するが、全体を読んでもみると5の冒頭だけが非常に小さな話から始まっているという印象がぬぐえない。5本の柱が並んだときに、やや特定のもののだけが正面に出すぎているという気がするため、可能であれば、まもりつないでいこうとしているふるさとの遺産というのがどういう意味をもつものなのかという説明を入れてから、文化財保護の話に入っていく方が全体のバランスが良くなると思う。	○	ご指摘の趣旨で記載内容の修正を検討します。	池谷委員
10	6	第2章 2－5	2－5を削除するという考えはないのか。ここまでミクロになっているので、基本構想としてここまで書く必要があるのか。文化財保護が重要な施策であることは理解するが、文化財保護のみを単独で生かす理由を冒頭なりで明確な説明がないと、個別の施策が載っているという感じがする。	▲	文化財保護については、保存のみならず活用について重要性が増していることから、柱として独立していることが望ましいと考えます。	出石委員

○：意見を反映し（案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（案）に盛り込まれているもの、または盛り込む予定のもの

▲：意見を反映することが困難なため（案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

No.	資料2 ページ	章 柱一小柱	意見等	対応 区分	所管の見解	委員名
11	10	第2章 4-2	「自主防災組織の充実及び避難行動要支援者に対する地域での助け合いの取り組み等を広げ、市民自らの防災力の向上を図る」の部分については、自治会・町内会があつてのものだと思う。70%前後の加入率の自治会・町内会をもとに、この自主防災組織・避難行動要支援者の計画でいいのか。加入率を高める動きを市が何かしらやらないと、進まないのではないかな。	■	広報紙、ホームページ及び各種イベントを通じて、防災意識の向上や共助の重要性について啓発を図り、加入率の向上に努めていきます。 また、令和3年5月の法改正により、優先度が高い避難行動要支援者については、市が主体となって個別避難計画を作成することが努力義務となり、今後の対応について検討を進めているところです。今後計画の作成とともに地域との協力体制の推進を図ってまいります。	三原委員
				□	地域のつながりの向上については、5-1に明記はしていませんが含まれるものと考えています。	
12	10	第2章 4-2	「防犯環境に配慮した環境整備を図り」の部分、すごく漠然としている。実施計画をみると防犯環境に配慮した環境整備というのではなく、警察と防犯協会では会議を開いたり、防犯メール登録くらいしか書いていない。例えば、防犯カメラを設置する、それを行政が支援するなどあつていいのでは。字面だけで終わってしまっている感じがする。	▲	現在、自治会等へ防犯カメラ設置に伴う補助金の支援を行っています。基本構想の文章は大枠での記載とすることから、基本構想の記載は考えていません。	三原委員
13	10	第2章 4-4	「都市機能の整った快適なまち」の項目に、都市データ整備というデジタルインフラの内容を入れてほしい。位置付けるのも4-4でいいのかな。デジタル田園都市国家構想を推進するにあたって、何か具体的な担当とか置いてやらないとついていけないように思うので、組織の面も含めて検討してほしい。	▲	ソフトインフラも都市機能を支える重要なものであるという認識ですが、本節はハードインフラを想定した計画の策定を考えています。 また、デジタル技術は、本来、行政が抱える課題等解決のための手段の1つであり、その課題解決に向けた検討を通じ、適宜選択されるべきものと考えています。このことから、第4章の「計画の実現に向けて」の一項目として位置付けることとします。	藤井委員

○：意見を反映し（案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（案）に盛り込まれているもの、または盛り込む予定のもの
 ▲：意見を反映することが困難なため（案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

No.	資料2 ページ	章 柱一小柱	意見等	対応 区分	所管の見解	委員名
14	12	第2章 5-1	「新しい地域の姿を示す市民主権のまち」の華々しい言葉に比べて、「1 市民自治のまち」には、さみしい記述しかないという感想をもつ。第5節の大きな看板に比べて、取り組みの方向がさみしい印象が否めない。 記載されている内容も個人の話であって、住民自治協議会のように組織立ったものを推進していくという取り組みは感じられない。	○	No.15の対応の中で反映します。	磯部委員
15	12	第2章 5-1	狭域の自治、足元の政府（ネイバーフッドガバメント）の記述がないのは事実。個人の自治ではない部分で、何か考えられないか問題提起したい。	○	4章に追加します。	出石会長
16	13	第2章 5-元3	全般に係る内容だから第4章に移すということだが、「4-4都市機能の整った快適なまち」を考えるには、今までのインフラではなく、都市データの整備やデジタルインフラについて相当しっかり書き込みをしていかないといけないのではないかと。 デジタル田園都市国家構想のもと、自治体がしっかり進めるようにといわれている中、逗子市は特別な専門員を置くということもやっていないし、ここで項目から外してしまうと、本当にデジタル化が推進できるのか不安がある。全体に係るといときに、ぜひ都市機能としてデジタルインフラを捉える項目がほしいと思う。	▲	デジタル技術は、本来、行政が抱える課題等解決のための手段の1つであり、その課題解決に向けた検討を通じ、適宜選択されるべきものと考えています。 このことから、「第4章の計画の実現に向けて」の一項目として位置付けることとします。	藤井委員

○：意見を反映し（案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（案）に盛り込まれているもの、または盛り込む予定のもの

▲：意見を反映することが困難なため（案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

No.	資料2 ページ	章 柱一小柱	意見等	対応 区分	所管の見解	委員名
17	13	第2章 5一元3	これまで本取り組みの方向については、総合計画審議会進行管理部会の中で評価をしていたところだが、これが第4章に移った場合には、IoTやデジタル技術の活用についての評価はなくなるのか、それとも別の項目に移して評価が行われるのか。 IoTの活用は長期計画にはそぐわないということは毎年進行管理部会で議論していることで、全体に係ることなので移動させるという背景は理解できる。一方それだけ重要なものならば、他の審議会等で評価されるのかもしれないが、市民委員含めた評価していた立場から見ると、何か抜けてしまうように見える。より重要なものののに、移動させたから誰も評価しなくなってしまうと、事実上は評価しづらいものになってしまうと思う。きちんとモニタリングや進行管理の方策が担保されないと、無法図になってしまうように見えるのではないか。	■	デジタル化は課題等解決のための手段の1つであり、目的ではないと理解しています。このことから、これを直接の進行管理の対象とすることは考えていません。 デジタル技術の活用についての評価は、各施策の進捗状況等評価の中で、結果として評価されるものと考えています。 ご意見につきましては、No.22の対応の中で検討します。	佐藤成人委員
18	13	第2章 5一元4	わざわざ「ICT」という言葉がここだけ出てくるのはどうか。情報通信技術にしてもいいのではないか。	■	「ICT」という言葉は実施計画においても複数使用しているため、全体を通して用語を整理することとします。	佐藤成人委員
19	15	第4章 4	4章の4には非常にいいことが書いてあるが、逗子市は実態が遅れていることを意識したスタンスで計画に書くべきである。素材一つにしても、逗子は市内で手に入れない。4章の4に書いてあることが実際できますか、ということだ。一つの会社ができるのではなく、逗子市が本腰を入れてやらないとできないと思う。これを書くことはいいことだが、逗子はあまりにも遅れていることをよく考えた上で書くべきだ。そして何をやるかということをも早く決めないといけないと思う。	■	基本構想の第4章「計画の実現に向けて」は、第2章「わたしたちはこんなまちにしていこう」の各施策を推進していくにあたり、その取り組む姿勢を示すものです。この姿勢をもって市が取り組むべきことは、実施計画「計画の推進にあたって」に位置付けることとしています。 また、取り組むにあたり、自治体DX推進計画（総務省）等に基づき、国の政策等と連携していきます。	藤江委員

○：意見を反映し（案）に修正するもの □：意見の趣旨や考え方が既に（案）に盛り込まれているもの、または盛り込む予定のもの
▲：意見を反映することが困難なため（案）どおりとしたもの ■：今後の参考意見とするもの

No.	資料2 ページ	章 柱一小柱	意見等	対応 区分	所管の見解	委員名
20	16	第4章 元4	計画体系の3層構造をやめるのは合意をしたところだが、これについては総合計画を基幹計画・個別計画にブレイクダウンさせるような形で連動させ、進行管理もそれに沿って行うという形をやめると理解している。今後、どのような形になるかは、本項目を削除することによって分からなくなってしまうように思う。総合計画と個別計画の関係は今後も連動、切り離せないと思うので、P16の左側の図に近い形になるかもしれないが、分かりやすい形(図)で示していただい方が分かりやすい。 今回、まちひと・しごと創生総合戦略との連動があることが一つの特徴である。そこまでは書かなくてはいいいとは思いますが、総合計画と実施計画が2層であることと、個別計画と総合計画との関係についてはきちんと示してほしい。	□	総合計画の構成が基本構想と実施計画の2層であることについては、総合計画の総論P8、9に明記しています。 総合計画基本構想と実施計画、個別計画の関係については、実施計画P192の「連動する基幹計画・個別計画」の表を変更し、「関連する行政計画」とし整理することを想定しています。	中畠委員
21	16	第4章 元4	体系については、市民にとって分かりやすい何らかの説明資料を作った方がいい。			出石会長
22	全体	第4章	第4章の各項目は第2章のすべてに係るものであることから、これらの項目については令和5年度からの各節の進行管理を行っていく上での物差しの中に加えて検証できるようにすること。	○	第2章の各節の進行管理の中で、第4章の各項目を評価できるように進行管理手法を検討していきます。	出石会長
23	全体		総合計画を策定する段階では住民自治協議会はなかったが、そもそも行政の主導で住民自治協議会が立ち上がっている。住民自治協議会は地域づくり計画を作っているが、まちづくり基本計画と住民自治協議会との整合性をとってほしい。	■	今後の参考意見とし、計画を整理する中で検討していきます。	三原委員